

鹿児島教区寺院振興対策委員会 法座支援布教使派遣制度実施要項

1. 目的 「過疎地域」に所存する寺院、並びに過疎化現象から生じる門信徒数の減少などにより、寺院の護持・運営が困難な状況にある寺院が、「寺院規程」に定める“寺院の目的”を果たすことができない、または将来その可能性が高い寺院の状況を鑑み、ご法義相続と寺院の振興を図ることを目的に、各寺院の法座へ鹿児島教区布教団より布教使を斡旋派遣する。
2. 対象 教区内全寺院 ※年間 10 ヲ寺対象（先着順）
3. 法座内容 一般寺院で開催される恒例法要全般
※年 1 回のみ申請可
4. 出講者 鹿児島教区布教団員
※鹿児島教区布教団役員会にて出講講師の選定を行います
※寺院から布教使の指名はできません
5. 事務手続 ①当該寺院より教区寺院振興対策委員会事務局へ開催 3 ヲ月前までにご相談をください。また、派遣希望日を 2 案以上設定ください。
必ずしも希望に添えない場合があります。
※原則、1 会計年度内に開催する法座のみ受付します。
②出講内定者及び日程を当該寺院へ連絡いたします。
③当該寺院より「申請書<2>」を提出。
※開催日の 2 ヲ月前までに申請
(申請後のキャンセルはご遠慮ください)
④開催後、1 ヲ月以内に当該寺院より「開催報告書<3>」を鹿児島教区教務所宛提出してください。
※「開催報告書<3>」の書式は、申請いただきましたら教務所より送付いたします。
6. 経費 布教使出講経費（宿泊・交通費）については鹿児島教区が負担いたします。なお、講師の法礼につきましては、各寺院にてご負担ください。
7. 備考
(1) 組主催行事、組教化団体行事は対象といたしません。
(2) できる限り日程調整は行いますが、ご希望に添えない場合があります。

以 上